

じん肺法施行規則等 の一部を改正する省令案概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課産業保健支援室

健康診断個人票等における医師等の押印について

【改正の背景】

- じん肺法（昭和35年法律第30号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、事業者は、労働者に対して各種健康診断やストレスチェックを実施することとされており、健康診断等の結果について、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等（以下「安衛則等」という。）で定める様式により健康診断個人票等を作成及び保存することとされている。これらの様式には、事業者が医師等による健康診断の実施やその結果に基づく医師等からの意見聴取を実施したことが分かるよう、医師等が押印することとされており、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）に基づき、電磁的記録により保存する場合はその押印に代わり電子署名を行うこととされている。
- 健康診断個人票等について、生涯にわたる健康診断に係る情報等の活用を促進するために当該情報の電子化を推進することが求められている中、医師等による電子署名の取得が企業負担となって企業における当該情報の電子化が進まないという意見を踏まえ、医師等からの意見聴取等の実施状況については監督指導等により確認することとし、医師等による押印及び電子署名を不要とする。
- また、事業者は、健康診断等の実施後、安衛則等で定める様式により定期健康診断結果報告書等を、所轄労働基準監督署長へ提出することとされている。事業者が産業医に健康診断に係る情報を提供したことが分かるよう、当該様式には産業医が押印することとされており、電子申請をする場合には、その押印に代わり電子署名が必要とされている。
- 定期健康診断結果報告書等について、産業医の電子署名の取得等が企業負担となって電子申請が進まないという意見を踏まえ、事業者による産業医に対する健康診断に係る情報等の提供の状況については監督指導等により確認することとし、産業医による押印及び電子署名を不要とする。

【改正の内容】

- (1) 健康診断個人票等について、医師等の押印を不要とする。
- (2) 定期健康診断結果報告書等について、産業医の押印を不要とする。

【施行期日等】

<公布日> 令和2年8月中旬（予定）

<施行期日> 公布日（予定）

健康診断個人票等における医師等の押印について

「健康診断個人票等」

※医師等の押印を不要とする。

<対象様式>

- ・じん肺則様式第3号：じん肺健康診断結果証明書
- ・CO中毒則様式第1号：一酸化炭素中毒症健康診断個人票
- ・CO中毒則様式第2号：一酸化炭素中毒症健康診断個人票
- ・安衛則様式第5号：健康診断個人票
- ・安衛則様式第9号：健康管理手帳による健康診断実施報告書
- ・有機則様式第3号：有機溶剤等健康診断個人票
- ・鉛則様式第2号：鉛健康診断個人票
- ・四アルキル則様式第2号：四アルキル鉛健康診断個人票
- ・特化則様式第2号：特定化学物質健康診断個人票
- ・高圧則様式第1号：高気圧業務健康診断個人票
- ・電離則様式第1号の2：電離放射線健康診断個人票
- ・電離則様式第1号の3：緊急時電離放射線健康診断個人票
- ・石綿則様式第2号：石綿健康診断個人票
- ・除染則様式第2号：除染等電離放射線健康診断個人票

(参考)

じん肺法施行規則→じん肺則、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）→CO中毒則、労働安全衛生規則→安衛則、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）→有機則、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）→鉛則、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）→四アルキル則、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）→特化則、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）→高圧則、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）→電離則、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）→石綿則、東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）→除染則

「定期健康診断結果報告書等」

※産業医の押印を不要とする。

<対象様式>

- ・じん肺則様式第8号：じん肺健康管理実施状況報告
- ・安衛則様式第6号：定期健康診断結果報告書
- ・安衛則様式第6号の2：心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・有機則様式第3号の2：有機溶剤等健康診断結果報告書
- ・鉛則様式第3号：鉛健康診断結果報告書
- ・四アルキル則様式第3号：四アルキル鉛健康診断結果報告書
- ・特化則様式第3号：特定化学物質健康診断結果報告書
- ・高圧則様式第2号：高気圧業務健康診断結果報告書
- ・電離則様式第2号：電離放射線健康診断結果報告書
- ・電離則様式第2号の2：緊急時電離放射線健康診断結果報告書
- ・石綿則様式第3号：石綿健康診断結果報告書
- ・除染則様式第3号：除染等電離放射線健康診断結果報告書

(参考) 改正イメージ

(例) 健康診断個人票 (安衛則様式第5号(2)裏面)
→ 医師等の押印に係る「㊟」を削除する。

様式第5号(第51条関係)(2)(裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石棉 8. じん肺)
- BMIは、次の算式により算出すること。
$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、100ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

(例) 定期健康診断結果報告書 (安衛則様式第6号)
→ 産業医の欄中「㊟」を削除する。

様式第6号(第52条関係)(表面)

定期健康診断結果報告書

労働保険番号: 803111

対象年: 7:平成 9:令和 (月~月分) (報告 回目) 健診年月日: 7:平成 9:令和

事業の種類: 事業場の名称: 郵便番号(): 電話()

健康診断実施機関の名称: 在籍労働者数: 健康診断実施機関の所在地: 受診労働者数:

計: 実施者数 有所見者数

健康診断項目	聴力検査 (オージオメーターによる検査) (1000Hz)	実施者数	有所見者数	肝機能検査	実施者数	有所見者数
	聴力検査 (オージオメーターによる検査) (4000Hz)			血中脂質検査		
	聴力検査 (その他の方法による検査)			血糖検査		
	胸部エックス線検査			尿検査 (糖)		
	喀痰検査			尿検査 (蛋白)		
	血 圧			心電図検査		
	貧血検査					

所見のあつた者の人数: 医師の指示人数: 歯科健診: 実施者数 有所見者数

産業医: 氏名: 所属医療機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

㊟